

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進 及び中小企業の競争力の強化に関する条例の概要 ～（通称）北海道産業振興条例～

【条例の目的】（第 1 条関係）

この条例は、産業構造の高度化による自立型経済構造への転換を図るため、企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関し、道の責務及び事業者等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を一体的かつ相乗的に推進し、もって北海道の経済の活性化及び雇用の機会の創出に資することを目的とする。

【4つの基本方針】（第 5 条関係）

次の基本方針に基づき、企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する施策を一体的かつ相乗的に推進。

- (1)高い経済的効果を及ぼす産業の発展を図ること。
- (2)成長発展が期待される産業の創出及び発展を図ること。
- (3)地域の特性に応じた産業の発展を図ること。
- (4)商品又は役務の付加価値の向上を目指す中小企業の育成を図ること。

【6つの基本的施策】（第 6～11 条関係）

- (1)企業立地及び道内の中小企業の取引参入の一体的促進
 - ① 特定産業分野(基本方針の(1)～(3)の産業)を重点的に、企業立地を促進
 - ② 道内中小企業による立地企業との取引に参入を促進
- (2)人材の育成及び確保
- (3)中小企業の経営の革新及び産業技術開発の促進
- (4)中小企業の国内外における販路等の拡大
- (5)創業等の促進
- (6)産学官及び産業間の連携の促進

【企業への助成措置(施行規則)】（第 13・14 条関係）

- (1)企業に対する助成(補助金等)の根拠や配慮事項について規定。
- (2)助成の要件、手続、金額等は規則で定める旨規定。

条例施行状況の検討（附則 5 関係）

平成 23 年 4 月 1 日を経過したとき及び同日から起算して 5 年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。（H20.4 施行⇒H23 検討⇒H28.4 検討）

特色

企業立地の促進と中小企業振興を一体的・相乗的に推進する
条例は、全国で本道のみである。

（他都府県は企業立地の促進と中小企業振興はそれぞれ別の条例となっている）